

## 「MEITETSU $\mu$ 's Card」名鉄ミュージーズポイントサービス会員規約

### 第1条（目的）

1. 本規約は、名古屋鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）と提携して発行する個人向けクレジットカード「MEITETSU  $\mu$ 's Card」（以下「本カード」といいます。）の利用者（以下「会員」といいます。）に対し当社が提供する名鉄ミュージーズポイントサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）のサービス内容及び適用条件等について定めたものです。
2. 本規約に特に定めのない場合は、当社及び三菱 UFJ ニコスが定める「MUFG カード個人会員規約」、「MEITETSU  $\mu$ 's Card 会員特約」、「MEITETSU  $\mu$ 's Card 個人情報の取扱いに関する特約」等（以下、これら規約、特約等をあわせ「規約類」といいます。）の定めるところによります。
3. 当社は、事前に会員に通知することなく本規約の内容を変更することができるものとし、変更した内容については名鉄ミュージーズポイントサイトまたは マイページ（会員サイト）内で告知されるものとし、告知後に会員が本カードを利用した時点、またはポイント交換等のポイントサービスを利用した時点で、当該会員につき、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。

### 第2条（用語の定義）

本規約に定める主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「名鉄ミュージーズポイント」（以下「ポイント」といいます。）とは、ポイントサービスの会員に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「本会員」とは、規約類を承認のうえ自ら本カードの入会を申し込み、当社及び三菱 UFJ ニコスが入会を認めた会員をいいます。
- (3) 「家族会員」とは、本会員と同様に規約類を承認し、本会員の同意のうえ家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、当社及び三菱 UFJ ニコスが入会を認めた会員をいいます。
- (4) 「クレジットカード加盟店」とは、三菱 UFJ ニコス等のクレジットカード会社とクレジットカード加盟店契約を締結し、本カードを利用することが可能な加盟店をいいます。
- (5) 「ポイントサービス提携企業」とは、当社とポイントサービス提携契約を締結し、会員に対して、ポイント交換可能なポイント等を付与する企業をいいます。
- (6) 「登録情報」とは、会員が本カードの入会申込時に三菱 UFJ ニコスに届け出た事項その他名鉄ミュージーズポイントサイトにて登録されている会員情報をいいます。
- (7) 「名鉄ミュージーズポイントサイト」とは、ポイントサービスに関して、当社が運営するパ

ソコン向けサイト及びスマートフォン向けサイト等をいいます。

- (8)「マイページ(会員サイト)」とは、名鉄ミュージズポイントサイトより所定の方法によりログインした後、会員が確認できる当社が運営するサイトをいいます。
- (9)「サービス対象 manaca」とは、記名式 manaca(株式会社エムアイシーが発行する manacaに限る。)、その他当社が別に定める manaca をいいます。
- (10)「名鉄ミュージズ ID」とは、ポイントを付与する際の識別等に用いる、本カードに割り当てられた 11 桁の番号をいいます。
- (11)「ジョイント登録」とは、本会員が所持する本カードとサービス対象 manaca との紐付け登録を行うことをいいます。
- (12)「ジョイント解除」とは、本会員が所持する本カードとサービス対象 manaca との間のジョイント登録を解除することをいいます。

### 第3条(ポイントサービスの告知について)

当社は、会員に対して、ポイントサービス提携企業について、ポイント付与率、有効期限その他ポイント付与に関する条件、ポイントの交換方法、ポイントの交換率その他ポイントの交換に関する条件等について、名鉄ミュージズポイントサイトまたはマイページ(会員サイト)内で告知するものとします。

### 第4条(入会登録)

ポイントサービスへの入会は、本規約及び名鉄ミュージズポイントサイト内の記載事項に同意のうえ、本カードの発行をもってこれを認めます。

### 第5条(ID・パスワードの管理)

1. 会員は、名鉄ミュージズ ID、マイページ(会員サイト)のパスワード(以下「パスワード」といいます。)及び自己の電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」といいます。)を、責任を持って管理するものとします。
2. 会員は、名鉄ミュージズ ID、パスワード及び電子メールアドレスを、第三者に使用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入その他いかなる処分もしてはならないものとします。
3. 当社は、当社が定める操作方法にて名鉄ミュージズ ID、パスワード及び電子メールアドレスを用いて正当な手続き、操作を行った場合は、会員本人が行ったものとします。従って、第三者が会員の名鉄ミュージズ ID とパスワードまたは電子メールアドレスを使用したことによる損害の負担は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
4. 会員は、パスワードが漏洩し、パスワードまたは電子メールアドレスが第三者に使用されていることを知った場合は、直ちに別に指定するポイントサービスの問い合わせ先に連絡するとともに、当該問い合わせ先からの指示がある場合には、これに従うものとし

ます。

#### 第6条（ポイントの付与）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントを付与します。
  - (1) 会員が、クレジットカード加盟店において、本カードを利用して商品・権利の購入またはサービスの提供を受けたとき
  - (2) 当社及びクレジットカード加盟店が、会員に対してポイントを付与する施策を実施したとき
  - (3) 会員が、当社が別に定める手続に従い、ポイントサービス提携企業のポイント等をポイントに交換するとき
2. 当社は、本カードの利用について、次の各号に基づき、毎月 15 日に三菱 UFJ ニコス所定の方法によって締め切られたショッピング利用に基づくカード利用代金に応じて当社の所定日にポイントを付与します。なお、1 回払い・2 回払い・ボーナス一括払い利用分のポイントはお支払月に、リボ払い・分割払い利用分のポイントは初回お支払月に一括して付与します。
  - (1) リボルビング払い・分割払いの手数料、キャッシングサービスの元金とその手数料、カードローンの元金とその利息、カード年会費及びカードの再発行等に関する手数料などの代金については、ポイント付与の対象とするカード利用代金から除かれるものとなります。
  - (2) 家族会員のカード利用代金について本会員のカード利用代金に合算のうえ本会員にポイントを付与します。
  - (3) クレジットカード加盟店からの売上票到着時期による本会員に対するカード利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合があります。
  - (4) 会員が、カード利用代金を取消した場合等、ポイント付与後にカード利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイント数も増減するものとします。
  - (5) 特定の期間、特定のクレジットカード加盟店、特定の会員向けにポイントの付与条件及び方法を変更する場合があります。
3. ポイント付与条件を満たしている場合であっても、第13条各号に該当する場合等当社がポイントを付与することが適切でないと判断した場合は、ポイント付与を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。
4. 本カードでは、三菱 UFJ ニコスが行うポイントプログラム「グローバルポイント」を利用することができません。

#### 第7条（ジョイント登録・解除）

1. 本会員は、当社が駅等に設置した指定端末を利用する方法その他当社の指定する方法により、ジョイント登録を行うことができます。なお、家族会員用のカードはジョイント

登録の対象外とします。

2. ジョイント登録の可否は、本会員の保有する本カードの名鉄ミュージズ ID 及びサービス対象 manaca の manacaID 番号から識別された、それぞれの会員情報から当社にて判断します。なお、本カード1枚に対し、同時にジョイント登録できるのはサービス対象 manaca 1枚のみとします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、ジョイント解除となります。
  - (1) 会員が、当社が駅等に設置した指定端末を利用する方法その他当社の指定する方法により手続を行う場合
  - (2) 退会その他の事由により、本カード会員でなくなった場合
  - (3) 退会その他の事由により、ジョイント登録されたサービス対象 manaca のポイントサービス会員でなくなった場合
4. 前項によりジョイント解除された場合、その時点において合算されているポイントは、前項第1号及び第3号の場合は本カードに、前項第2号の場合はサービス対象 manaca にそれぞれ引き継がれます。

#### 第8条（ポイントの合算）

当社は、本カードにサービス対象 manaca をジョイント登録した会員に対し、それぞれの利用により付与されるポイントを合算するものとします。

#### 第9条（ポイントの引継）

1. 本カードの一般会員からゴールドプレステージ会員への会員種類の変更を行う場合または本カードを再発行する場合は、変更前または再発行前のポイントはそのまま引き継がれるものとします。
2. 本カードのゴールドプレステージ会員から一般会員への会員種類の変更を行う場合及びカードのブランド変更を行う場合は、変更前のポイントは引き継ぐことができず失効するものとします。ただし、変更前の本カードがジョイント登録されている場合は、第7条第4項によるものとします。

#### 第10条（ポイントの確認）

1. 会員は、ポイント残高について、当社が駅等に設置した指定端末、マイページ（会員サイト）またはポイント事務局等にて確認ができます。
2. 本カードのクレジット利用により付与されるポイント数は、三菱 UFJ ニコスよりご利用に応じて毎月本会員宛に送付される「MEITETSU  $\mu$ 's Card ご利用代金明細書」にて、本カードの利用により当該月に付与されるポイント予定数をお知らせします。実際のポイント付与は、当社が所定の方法により行うものとします。

#### 第11条（ポイントのチャージ・交換）

1. 会員は、当社が別に定める手続に従い、付与されたポイントを、会員が保有するジョイント登録したサービス対象 manaca の SF（現金）にチャージすることができます。
2. 会員は、前項のチャージのほか、付与されたポイントを、ポイントサービス提携企業及び当社が指定する商品・ポイント等に交換することができます。
3. ポイント交換条件を満たしている場合であっても、第13条各号に該当する場合等当社がポイントを交換することが適切でないと判断した場合は、ポイントの交換を行わない場合があります。この場合、会員は当社の決定に従うものとします。

#### 第12条（ポイントの譲渡の禁止）

会員は、会員が保有するポイントを、会員間で譲渡・共有・合算・貸与・質入等することはできないものとします。

#### 第13条（ポイントの失効・取消）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員が保有するポイントを失効とすること、または取消することができるものとします。

- （1）本カードの有効期限の到来、会員資格取消等本カードの会員資格を喪失した場合（但し、家族会員の退会は除きます。）
- （2）会員が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正にポイントを購入した場合
- （3）会員が、本規約または別に定める規約（三菱 UFJ ニコスが定める規約を含みます。）に違反した場合
- （4）その他、当社がポイントを失効とすることが適切であると判断した場合

#### 第14条（ポイントの有効期限）

1. 会員が保有するポイントの有効期限は、最後にポイントを付与またはポイントを利用した月から1年後の同月末日までとします。
2. 本カードにサービス対象 manaca をジョイント登録した場合、ポイントの有効期限は、本カードまたはサービス対象 manaca のいずれかのカードにて最後にポイントを付与またはポイントを利用した月から1年後の同月末日までとします。

#### 第15条（登録情報の変更）

1. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、三菱 UFJ ニコスに対する所定の変更手続きとは別に、マイページ（会員サイト）にて速やかに修正を行うものとします。
2. 当社は、会員が前項の修正を怠ったことにより会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

#### 第16条（ポイントサービスの中断、終了または変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、ポイントサービスを中断、終了または変更することができるものとします。

- (1) 当社が管理・運営する、ポイントサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - (2) その他、やむを得ない事情がある場合
2. 当社は、ポイントサービスを中断、終了または変更するときには、名鉄ミュージズポイントサイトまたはマイページ（会員サイト）内で告知することとします。ただし、ポイントサービスの中断、終了または変更が緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。
3. 当社はポイントサービスの中断、終了または変更に伴って会員に生じた損害その他いかなる不利益について、一切の責任を負いません。

#### 第17条（個人情報の取扱い）

1. 会員は、第1号に記載する会員の個人情報について、第2号に記載する利用目的のために、当社が必要な保護措置を講じたうえで利用することに同意するものとします。また、会員は、当社が第2号に記載する利用目的のために、クレジットカード加盟店、ポイントサービス提携企業その他当社が提携する企業等（次項に定める当社グループ各社を除きます。以下「指定企業等」といいます。）に対し、目的達成のために必要な範囲内に限って、第1号の個人情報を提供することに同意するものとします。

##### (1) 個人情報

- ア 「MEITETSU  $\mu$ 's Card 個人情報の取扱いに関する特約」に基づき、三菱 UFJ ニコスより提供を受けた会員の個人情報
- イ ポイントサービスに関する会員と当社の契約に関する事項
- ウ ポイントサービスの利用内容

##### (2) 利用目的

- ア ポイントサービスを運営するために必要な会員管理またはポイント管理等の業務の実施
- イ 会員の登録情報の確認
- ウ ポイントサービスを提供するために必要な連絡
- エ ポイントサービス提携企業のポイント等とポイントとの交換
- オ 新サービス、特典及びこれらに関する情報の提供
- カ 当社または指定企業等が行う会員情報及び利用動向の把握・分析及びそこから得られた情報の利用
- キ 前目により得られた情報について、個人を特定できない状態に加工したうえでの第三

者への提供

- ク 当社または指定企業等が行う市場調査、商品開発等
- ケ 当社または指定企業等が営む事業に関する情報の提供
- コ ダイレクトメールまたはメールマガジンの送付、WEB サイトでの広告の配信

2. 当社は、前項第1号の個人情報について、保護措置を講じたうえで、次の各号のとおり各社の役割と目的達成に必要な範囲内に限って共同利用することがあります。

(1) 共同利用する個人情報の項目

前項第1号に記載する個人情報

(2) 共同利用する者の範囲

当社グループ各社

個別の対象会社は、変動します。対象会社の企業名、事業内容はホームページ

([http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common\\_use/index.html](http://mustar.meitetsu.co.jp/policy/common_use/index.html)) をご覧ください。

(3) 共同利用する者の利用目的

ア ポイントサービスを運営するために必要な会員管理またはポイント管理等の業務の実施

イ 会員の登録情報の確認

ウ ポイントサービスを提供するために必要な連絡

エ 当社グループ各社のポイント等とポイントとの交換

オ 新サービス、特典及びこれらに関する情報の提供

カ 当社グループ各社が行う会員情報及び利用動向を把握・分析及びそこから得られた情報の利用

キ 前目により得られた情報について、個人を特定できない状態に加工したうえでの第三者への提供

ク 当社グループ各社が行う市場調査、商品開発等

ケ 当社グループ各社が営む事業に関する情報の提供

コ ダイレクトメールまたはメールマガジンの送付、WEB サイトでの広告の配信

(4) 共同利用における管理責任者

名古屋鉄道株式会社

450-8501 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番26号

代表取締役社長：高崎 裕樹

3. 会員が、第1項に基づく個人情報の指定企業等への提供について、当社に停止を申し出た場合、当社は利用停止の措置をとります。ただし、当該措置を講じるために相当な期間が必要となる場合があります。停止の申し出については、ポイント事務局への申請等の所定の方法によるものとします。なお、利用停止措置によりポイントサービスの全部または一部を利用できなくなる場合があります。

#### 第18条（会員資格の停止・取消）

当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知または催告することなく会員資格を停止または取消し、ポイントサービスから退会していただくことがあります。

- （1）本規約または別に定める規約（三菱 UFJ ニコスが定める規約を含みます。）に違反した場合
- （2）その他、会員として不適当であると当社が判断した場合

#### 第19条（退会）

会員は、ポイントサービス退会を希望する場合、三菱 UFJ ニコスとの間で本カードの退会手続きを行うものとし、その完了をもって退会したものとします。この場合、ポイントは退会によりすべて失効し、ポイントサービスに関するすべてのサービスがご利用いただけなくなります。ただし、退会手続きを行う本カードがジョイント登録されている場合は、第7条第4項によるものとします。

#### 第20条（免責事項）

当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、ポイントサービスに起因して発生した会員の損害については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条（税金等）

ポイントの利用またはポイントサービス提携企業が付与するポイント等との交換に伴い、税金や手数料等の費用が発生する場合は、会員がこれを負担するものとします。

#### 第22条（準拠法）

本規約及びポイントサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行、解釈等に関しては、日本国法が適用されるものとします。

#### 第23条（紛議解決）

ポイントサービスに関連して、会員と当社との間で発生した問題について解決しない場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、平成26年3月17日から施行する。